

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Xは、仲間と二人で、パチンコ店の景品交換所から出てきたVから金品を強取しようとして、平成28年9月18日午後10時ころ、景品交換所付近の路上において、Vに対して、顔面や頭部を手拳で多数回殴打する暴行を加え、その反抗を抑圧し、Vから現金15万円及び自動車運転免許証等が入った財布を強取し、その際、上記暴行により、Vに加療約1週間を要する頭部打撲、顔面外傷の傷害を負わせたという被疑事実で、同年9月20日午前7時50分ころ、令状により逮捕されA警察署に引致された。A警察署の警察官Kは、午前8時30分ころ、弁解録取手続きに続いて、黙秘権及び弁護人選任権があることを告げたいと、Xに対する取調べを開始した。

取調べに対して、Xは、被害者の頭部や顔面を殴打し、その暴行後、被害者から財布を盗ったことは認めたものの、共犯者については、「その日に初めてパチンコ店で知り合った男で、名前は知らない。」と供述し、盗んだ財布について尋ねると、「忘れた。」と供述するだけであった。Kは、昼食の休憩をはさんで、午後1時から、再び共犯者や盗んだ財布の行方などについて、Xに対する取調べを行った。

弁護士Lは、Xの父親から連絡を受けて、同日午後1時40分ころA警察署に赴き、警察官Kに対してXとの即時の接見を申し入れた。しかし、Kは、「Xを現に取調べ中であり、取調べの終了するまで待つてほしい。接見は、本日午後7時以降でお願いします。」とLに伝えた、これに対して、Lは「待てない。直ちに接見したい。」と主張したが、Kは、「本日午後7時以降でお願いします。」と回答した。

【設問】

- 1 警察官Kの接見指定の適法性について、問題となりうる点を挙げて論じなさい。
- 2 仮に、弁護人Lが即時の接見を申し入れた午後1時40分ころ、取調べに対してXが、「盗んだ財布はB公園のごみ箱に捨てた」と供述したので、Kらは取調べを打ち切って、Xに案内させて投棄した場所を確認するために、

警察署を出発しようとしていたと仮定する。この場合、警察官Kの接見指定の適法性について、問題となりうる点を挙げて論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、【設問1】、【設問2】と見出しをつけて記入しなさい。